

# German Newsletter

## Japan Business Services

Issue 2 | May 2016

### 概要

I. 法改正	1
II. 法人税	5
III. 営業税	5
IV. 移転価格	6
V. VAT	7
VI. 個人所得税/賃金税	8
VII. 税務コンプライアンス	9
VIII. 日独租税条約	10

## ドイツ最新情報

### I. 法改正

#### 立法手続き中の法改正の概要一覧(2016年5月4日現在)

法律名	立法ステータス/概要
1. 相続税調整法 (Erbschaftsteuer-Anpassungsgesetz-ErbStAnpG)	2016年2月11日付コンセンサスペーパーおよびCSU(キリスト教社会同盟)による追加要望
事業資産に対する課税繰り延べ規定	従来の事業資産に対する課税繰り延べ規定はその基本構造においてほぼ存続。 <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 優遇措置の対象となる資産の定義</li><li>▶ 26百万ユーロの(課税繰り延べ適用)上限値の導入</li><li>▶ 資産処分に制限のある同族企業に対する緩和措置(上限値の52百万ユーロへの引き上げ)</li><li>▶ 上限値を超える、原則的に課税対象の事業資産についての繰り延べ規定の選択適用</li><li>▶ (課税繰り延べ要件としての)人件費総額規定の零細企業に対する適用免除</li></ul>



**EY**

Building a better  
working world

法律名	立法ステータス／概要
2016年2月11日付コンセンサスペーパーにおける合意およびCSUによる追加要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 上限値の引き上げに代わって、(最大30%)の減額措置を通じた、同族企業における処分制限見合い分の考慮</li> <li>▶ 現行の「管理資産(Verwaltungsvermögen)」のコンセプトは原則的に踏襲</li> <li>▶ 簡便的な税務上の評価方法における資本コスト係数の調整</li> <li>▶ 猶予規定の拡張</li> <li>▶ 繰り延べモデルの改正</li> </ul> <p>コンセンサスペーパーは、CSUによる追加要請により政治的にブロックされた結果となっており、今後の妥協交渉が待たれる。</p>
2. 投資税改正法 (Investmentsteuerreformgesetz-InvStRefG)	2016年5月4日付連邦政府の反対意見
投資課税改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ オープン型投資ファンドに対する新しい課税システムの導入</li> <li>▶ 特殊投資ファンドに対する従来の課税手続きについて改正を加えた上での継続適用</li> <li>▶ 改正後の投資税制は2018年1月1日以降適用開始</li> </ul>
10%未満の少数持分の売却益に対する課税措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 政府草案には少数持分の売却益に対する課税措置の導入は盛り込まれていないが、今後の立法手続き過程での導入の可能性あり</li> </ul>
連邦参議院によるその他の要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ Cum-Cum取引と呼ばれる配当課税回避スキームの防止を目的として導入が予定されている所得税法上の新規定の検討</li> <li>▶ 自社株の取得および売却を通じた配当課税の回避スキームを排除する法改正の検討</li> </ul>
3. 課税手続きの近代化に関する法律 (Gesetz zur Modernisierung des Besteuerungsverfahrens-StModG)	2016年4月13日の連邦議会財政委員会でのヒアリング
経済性および合目的性の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 税務当局による調査原則における経済性および合目的性の補足</li> </ul>
いわゆるリスクマネジメントシステムの導入のための新規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ いわゆるリスクマネジメントシステムの導入を通じた、税務申告書の完全な自動処理化</li> </ul>
税務申告書作成に際しての計算または記載ミスの修正の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 税務申告書作成時に納税者側で発生した計算または記載ミスに関連した税務査定書の取り下げまたは修正の可能性(現行では税務当局側による更正可能性についてのみ規定あり)</li> </ul>

法律名	立法ステータス／概要
証憑の提出義務から保管義務への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 証憑保管義務のコンセプト導入に伴う提出証明書類の減少</li> </ul>
第三者から電子送信されたデータに関する統一的な規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 第三者による電子送信データに関する個別規定の一般規定への統一化</li> <li>▶ 上記を受けた、時効規定および税務行政処分に関する規定の導入</li> </ul>
税務専門家に申告書作成を委託した場合の申告書提出期限の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「早期提出要請」または「割当制」の場合を除く、申告書の法的提出期限の翌々年2月末までの延長</li> <li>▶ (例えば申告期限経過後の遡及的な期限延長申請等) 期限延長の可能性が著しく制限</li> </ul>
申告遅延過料に関する新規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 税務当局の裁量によらない申告遅延過料の賦課</li> <li>▶ 申告遅延過料の計算に関する詳細規定</li> </ul>
税務代理人データバンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ データバンク設置のための枠組みの策定</li> <li>▶ 委任データに不備がある場合のペナルティ</li> </ul>
所得税施行令の改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 寄付金証明書の提出義務から保管義務への移行</li> <li>▶ 身体障害者控除のための証明義務の緩和化</li> </ul>
4. 新築賃貸住宅に対する税務上の助成措置 (Steuerliche Förderung des Mietwohnungsneubaus)	2016年4月25日の連邦議会財政委員会でのヒアリング
新築賃貸住宅の特別償却	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 新築賃貸住宅の税務上の助成措置としての特別償却の導入(三年間で最高29%まで)</li> <li>▶ 2016年1月1日から2018年12月31日までの間に建築申請が提出された投資物件に限定適用</li> <li>▶ 2022年課税年度が特別償却の最終年度</li> <li>▶ 施行にはEU委員会による許可が必要</li> <li>▶ 連邦参議院による詳細な変更提案</li> <li>▶ 現政権が法案成立に固執するかどうか不明</li> </ul>
5. 税務上の法規定の改正に関する法律 (Verordnung zur Änderung steuerlicher Verordnungen-MantelVO2016)	2016年4月20日付政府法案
EU利子指令の撤廃の国内法への反映	現行の通知義務の廃止(利息情報法-ZIV)
輸出免税証明	輸出免税証明の一形態である運送業者による証明に関する要件のEU域内免税取引に対する要件への整合化

法律名	立法ステータス／概要
VAT特別前納に関する改正	特別前納額の相殺／控除に関する規定の行政上の実務への整合化
6. 国別報告書(CbCR)に関する2016年1月27日付多国間合意に関する法律 (Gesetz zur mehrseitigen Vereinbarung vom 27. Januar 2016 zwischen den zuständigen Behörden über den Austausch länderbezogener Berichte)	2016年4月12日連邦財務省法案
国別報告書 (Country-by-Country Report-CbCR)の交換に関する当局間での多国間合意に関する国内同意法	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 各国の税務当局間での国別報告書の交換を義務付ける国際的な合意の批准のための国内立法手続き</li> <li>▶ ドイツにとっては特に第三国との間での情報交換に関連</li> <li>▶ EU域内ではEU行政協力ガイドラインを通じた情報交換の実現</li> <li>▶ 国内法上の企業に対するデータ提出の義務付けおよびデータ収集に関する詳細規定については別の立法手続きによる導入</li> </ul>
7. エネルギー税および電力税法の改正に関する第2次法律 (Zweites Gesetz zur Änderung des Energiesteuer- und des Stromsteuergesetzes)	2016年4月26日付連邦財務省法案
エネルギー税法の改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 動力用燃料として使用される天然ガスおよび液体ガスに対する現行の税率の段階的引き上げ</li> <li>▶ 電力発電所およびコジェネレーション設備の税務上の促進に関する新規定</li> </ul>
8. エネルギー税および電力税法に関する(行政)法令の導入および改正 (Einführung und Änderung von Verordnungen im Energie- und Steuerrecht)	2016年5月17日付連邦官報公布
EU法上の開示、情報および可視化義務の実施のための法律の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ EU加盟国による助成金の順法性に関する新しい要件</li> <li>▶ エネルギー税および電力税法上の軽減措置の多くはEU法の観点からは国家助成金とみなされる</li> </ul>
エネルギー税施行令および電力税施行令の改正	
9. デジタル元データの加工操作の防止に関する法律 (Gesetz zum Schutz vor Manipulation an digitalen Grundaufzeichnungen)	2016年3月18日付政府案
(電子レジスター等の)デジタル元データの変更不能性を確保するための法的規定および技術上の措置の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 電算処理システムを利用した記帳および記録に関する秩序規定の導入</li> <li>▶ キャッシャー立ち入り検査(Kassen-Nachschau)の導入</li> <li>▶ 個別の技術法令としての施行規則</li> </ul>

## II. 法人税

### 連邦財務省: 2015年法人税ガイドライン

2015年法人税ガイドライン (ドイツニュースレター2016年3月号の続報)

2015年法人税ガイドラインが2016年4月14日に官報で公布され、原則として2015年課税年度からの適用開始となります。

### 連邦財政裁判所判決: 利息の損金算入制限制度 - 出資者借入

所得税法第4h条の利息の損金算入制限は、エスケープ条項(自己資本条項)による適用除外が可能です。この自己資本条項のもとでは、当該事業体の自己資本比率が当該事業体が所属する連結企業グループの自己資本比率を2%超下回らないことを条件に、(支払利息から受取利息を控除した)ネット支払利息の全額について損金算入が認められます。ただし、法人においては、法人税法第8a条第3項に規定されるように、出資者借入金利息が限度枠内に収まること(エスケープ条項適用の要件)となります。要件のひとつとして、1) 25%超の出資持分を保有するが、フル連結企業グループに属さない(例えば個人の)出資者、および、2) その関係者、ならびに3) 出資者および/あるいは関連者に対してリコースが可能な第三者、に対する支払利息が、当該事業体(法人)のネット支払利息の10%を超えないことが挙げられます。利息の損金算入制限制度上の連結企業グループに所属する事業体すべてについて、それぞれ出資者借入金利息が基準値を超えていないことを証明しなければなりません。連邦財政裁判所は、2015年11月11日付判決において、10%基準の判断に際して、出資持分25%超の各出資者(適格出資者)に対する支払いを合算する必要はないとの見解を示しました。この判決により連邦財政裁判所は、2008年7月4日付連邦財務省通達において税務当局が示した見解とは明確に反対の立場をとっています。税務当局は、事実要件および例外要件が事業体ごとの判断であることを根拠として、全体的判断の一環で借入金利息の合算を行わねばならないとの見解にありました。

連邦財政裁判所の見解によると、法人税法第8a条第3項第1文の「ひとりの出資者...」という明確な文言から、本規定にいう適格出資者はそれぞれ個別に判定されなければならない、つまり、基準値は各出資者ごとに適用すべきことが明確であるとしています。この結果、法人税法第8a条第3項第1文の自己資本条項の適用を制限する(納税者に不利な)適用除外規定の適用範囲が制限されることとなります。なお、連邦財政裁判所は、対象となる出資者と、その関連者および出資者および/あるいは関連者に対してリコースが可能な第三者を包括的に判断することは妥当であるとしています。

もうひとつのエスケープ条項であるコンツェルン条項適用のケースにおいても、法人税法第8a条第2項が第3項と同様の文言を含むことから、納税者は、出資者借入金損金算入制限の対象となるかどうかの判断において、連邦財政裁判所判決を根拠に、税務当局の見解に依拠した税務査定書に対して異議を申し立てることが可能です。コンツェルン条項適用のケースについても、今回の判決で連邦財政裁判所が反対意見を示した2008年7月4日付連邦財務省通達の中で税務当局の見解が示されていました。

連邦財政裁判所は、2015年10月14日付決定において利息の損金算入制限制度そのものが違憲であるとして連邦憲法裁判所に対する審査を求めたのに続いて(ドイツニュースレター2016年3月号参照)、今回もまた納税者に有利な判決を下しました。

## III. 営業税

### 連邦憲法裁判所判決: 営業税上の加算規定の合憲性に関する審理請求の棄却

連邦憲法裁判所は、2012年にハンブルク財政裁判所が提出した、営業税上の利息および賃借料に含まれるみなし利息の一部の加算規定に関する合憲性の審理請求について、これを認めないとして棄却しました。ハンブルク財政裁判所による合憲性の審理請求の根拠が不十分であるというのが連邦憲法裁判所の見解です。

また、不動産賃借料に含まれるみなし利息の営業税上の加算規定に関する2014年6月4日付連邦財政裁判所判決に対する違憲の訴えも同様に棄却されましたが、これは手続き上の理由から連邦憲法裁判所が判決に到らなかったものです。

財政裁判所または連邦財政裁判所による新たな審理請求を受け、連邦憲法裁判所が営業税法第8条第1項の利息加算規定の合憲性の審理を行う機会を得るかどうかを待たれます。連邦財政裁判所第1法廷の見解(ドイツニュースレター2016年3月号参照)と異なり、第4法廷は、少なくともハンブルク財政裁判所による審理請求事案については違憲判決の見込みはないとし、連邦財政裁判所で審議中の上告審について、連邦憲法裁判所で審議中の事案(上記の棄却事案)を根拠に審理を停止していました。

### 連邦財政裁判所判決: 為替差損の認識

連邦財政裁判所の見解によると、パートナーシップ(形態である)親会社はパートナーシップ(形態である)子会社側で生じた為替差損を営業税上の損金として控除することはできません。具体的事案においては、ドイツパートナーシップが米国パートナーシップ(US-LP)に24.29%の出資比率で出資していました。争点となった2005年課税年度においてUS-LPは清算されましたが、出資時点(1999年)と清算配当の受け取り時点(2005年)との間の為替変動に伴い、多額の為替差損が発生する結果となりました。ドイツパートナーシップ親会社はこの為替差損を営業税上の課税所得の算定において考慮することを求めていましたが、連邦財政裁判所はこれを認めませんでした。連邦財政裁判所の見解によると、このような子会社への出資金の払い戻しに伴う為替差損は、子会社に対する共同事業者(パートナー)としての出資に起因し、その課税と関連する性格のものであります。したがって、連邦財政裁判所は、親会社の営業税上の課税所得の計算に際して国内または国外のパートナーシップで生じた損失が加算されるとする営業税法第8条第8号が適用されるとして、親会社の営業税上の課税ベースの計算上、為替差損の控除を認めませんでした。

連邦財政裁判所は、さらに、二層構造のパートナーシップに適用される手続き上の特例についても言及しました。この特例によると、こうした為替損失が親会社に対する課税に際して考慮されるのかどうかという問題は、子会社レベルでの査定手続きの一環で判断されることとなります。

## IV. 移転価格

### 連邦財務省: クロスボーダーの本支店間での利得配分に関する通達案

連邦財務省は2016年3月18日にクロスボーダーの本支店間での利得配分に関する通達草案を公表し、各団体に対して意見を求めました。税務当局は、この通達において、国際取引課税法第1条第5項および関連法令である恒久的施設の利得案分に関する法律(Betriebsstättengewinnaufteilungsverordnung- BsGaV)に則った、国内企業とその国外恒久的施設との間の所得の案分ならびに国外企業の国内恒久的施設の所得の算定に際して適用される独立企業原則の運用に関わる規定を策定しました。

これらの規定の共通した目的は、OECD恒久的施設報告書およびそのベースとなったクロスボーダーの恒久的施設の所得計算に際しての独立企業原則の適用に関するOECD承認アプローチ(AOA)の実施にあります。通達は、一般的な帰属原則に加えて、銀行、保険会社および建設工事または据付工事恒久的施設に関する特別規定を盛り込んでいます。

### EU蔵相理事会(ECOFIN)による国別報告書に関する政治的合意

EU蔵相理事会は2016年3月8日にEUにおける国別報告書(Country by Country Reporting-CbCR)の導入に関する政治的合意に至りました。EU蔵相は、EU行政協力指令の拡大を通じて、OECD/G20のBEPSプロジェクトの一環(行動計画13)で提案された国別報告書のEU全体での導入の道筋を付けました。

これに伴い、連結純売上高が7億5千万ユーロ以上の多国籍企業グループは、将来的に税務当局に対して毎年国別の売上高、利益／損失および納税額について報告する義務を課されることとなります。報告内容は関係各国間で自動的に情報交換されます。EU域内に所在地を有する究極的なグループ親会社は、2016年事業年度(2016年1月1日以降に終了する事業年度)について2017年末までに最初の報告書を提出することが義務付けられます。究極的なグループ親会社が税務上EU域内居住者でない場合には、2017年事業年度から報告義務が課されます。

EUレベルでの正式な立法手続き(EU行政手続指令)は5月に完了する見込みです。EU加盟国は、EU指令発効後12カ月以内にこれを国内法へ導入しなければなりません。EU委員会は、さらに、2016年4月に国別報告書データの開示に関する指令案を公表しています(セクションVII.参照)。

## V. VAT

### 連邦財政裁判所判決: 会社設立に際しての前段階VAT控除

会社設立との関連での前段階VAT控除の問題に関してはすでに過去再三に渡って最高裁判決が下されています。特に、設立すべき会社が、「設立前(定款作成認証前)の会社-Vorgründungsgesellschaft(会社法上は設立中および設立後の会社とは独立した民法上の組合との位置付け)」である場合を除いて、法的に成立していない場合に前段階VAT控除の可否の問題が生じます。法的に成立していない会社は、VAT上の事業者には該当せず、課税主体でないことから、前段階VAT控除が認められません。連邦財政裁判所は、2015年11月11日付判決において、VAT上の事業者でない役務の受益者が設立関連役務の提供を受け、これに関連する前段階VAT控除を求めた事案に関する判断を下しました。

設立される会社の将来の出資者(株主)が設立関連役務の提供を受ける場合、当該出資(予定)者が会社の経営に有償で関与する前提では前段階VATの控除が可能です。この場合には、出資者もまたVAT上の事業者としての活動(マネージメント役務の提供)を遂行することになるためです。これに対して将来の出資者の機能が出資に限定される場合には、純粋な出資機能がVAT上の事業者としての活動に該当しないことから、前段階VATの控除は認められません。

他方、将来の出資者が、提供された役務を設立後の会社に譲渡(付け替え請求)する場合には、前段階VATの控除が可能です。ただし、(設立関連の法務サービスといった)役務に関連する前段階VATについては原則的に控除の対象となりません。こうした役務については原則的に出資者から設立後の会社への譲渡ができないというのがその理由です。したがって、特に、設立前に出資者が取得し会社に譲渡された資産が前段階VAT控除の対象として考えられます。

### 連邦財政裁判所判決: ホールディング会社による前段階VAT控除に関する基調判決

連邦財政裁判所は、2016年1月19日付判決において、グループ子会社の経営に関与するマネージメントホールディング会社に対して、当該子会社への出資に関連するVAT全額について前段階VAT控除を認めました。

しかしながら、連邦財政裁判所の見解では、銀行に預託した有利子の投資資産運用に関連するVATは、上記の原則的な前段階VAT控除の対象から除外されます。資産の有利子運用がVAT免税の対象であることから、これに関連する(例えば投資コンサルタント費用)前段階VATの一部控除は認められないこととなります。VAT免税となる金融機関での投資運用はホールディング会社の主たる活動であり、所得税施行令第43条第3号にいうところの補助的売上取引に該当しないことから、VAT施行令第43条の簡便規定に基づく(按分計算なしの)前段階VATの全額控除は認められず、控除可能な前段階VAT額の按分計算が必要となります。なお、マネージメントホールディング会社であれば、本来VAT免税取引となる売上取引について課税オプションを選択できるのかという点について、連邦財政裁判所による審理は行われず、連邦財政裁判所は審議を下級審へ差し戻しました。

## 連邦財政裁判所判決: 従業員への廉価給付に際しての売上VAT

連邦財政裁判所は、会社による従業員への駐車場の廉価での提供を売上VATの対象となる有償取引であるとの判断を下しました。連邦財政裁判所は、駐車場の提供が専ら事業上の理由によるものであったとの会社側の主張を退けました。無償提供の場合の考え方と異なり、廉価での提供の場合には、雇用者側の(事業上の)利害関心と従業員側のプライベートな(事業目的外の)必要性の区別は行われないというのが連邦財政裁判所の見解です。対価を伴う課税対象取引が行われたかどうかの判断に際しては、識別可能な役務受領者に対する任意の便益の給付があり、受益者による使用の可能性が認められれば十分であるというのが連邦財政裁判所の見解です。連邦財政裁判所は、駐車場の廉価での提供においてはこの要件が満たされているとして、従業員が実際に支払った金額について売上VATの対象となるとの税務当局の見解を支持しました。

この判決の原則は、駐車場の提供だけでなく、雇用者が従業員に給付する(たとえば、従業員が業務用の携帯電話の使用料の一部を負担するような場合)その他の有償給付についても影響があります。この判決が、従業員用食堂に関連する多様な福利厚生にも影響するかどうかは、個別に検討する必要があります。

## VI. 個人所得税/賃金税

### 連邦財政裁判所判決: ゴルフトーナメント費用の損金算入の可否

連邦財政裁判所は、ゴルフトーナメント費用の損金控除の可否に関する二つの判決においてその見解を示しました。ゴルフトーナメントのようなイベントに関連する交際費については、所得税法第4条第5項第1文第4号に狩猟もしくはフィッシング、ヨットもしくはモーターボートまたは「類似の目的の」費用との文言があることから、原則的に損金算入が否認されます。

連邦財政裁判所は、2015年10月14日付判決において、訴訟事案のように、希望者全員のゴルフトーナメントへの参加が可能であり、会社が商取引契約との関連で、取引相手に対してこうしたトーナメントの開催を義務付けられている場合には、ゴルフトーナメント費用の損金算入が可能であると判断しました。ビール醸造会社である会社主催のトーナメントが、専ら、ビール納品契約上の義務を履行し、売り上げを確保するために開催されたというのが、連邦財政裁判所の見解です。

これに対して、2015年12月16日付判決の事案において、連邦財政裁判所第4法廷は、上記と異なる状況について審議しました。当該係争事案においては、ある会社(合名会社)が、主として福祉目的の寄付金を募るために、ゴルフトーナメントを主催、夜のイベントでトーナメント参加者の接待を行っており、これらに関連する費用の損金算入を求めていました。上記の2015年10月14日付判決において費用の損金算入の可否の判断基準となった対価性は、本事案においては認められませんでした。むしろ、根本的に、所得税法第4条第4項にいうところの(損金算入の対象となる)事業経費に該当する、費用の事業目的性があったかどうかの問題とされました。連邦財政裁判所は、イベントが専ら福祉目的で開催されたのではなく、顧客との関係強化および顧客獲得といった側面を有することから、事業上の理由が(一部)認められるとしました。しかしながら、これらの費用は、所得税法第4条第5項第1文第4号に規定される損金算入否認の対象とみなされ、利益計算に際して損金算入が認められないというのが連邦財政裁判所の結論です。



## VII. 税務コンプライアンス

### EU委員会による国別報告書開示に関する指令案の公表

EU委員会は2016年4月12日に法人所得税情報に関する国別報告書(Country-by-Country Reporting - CbCR)開示に関する指令案を公表しました。これによると、連結純売上高が7億5千万ユーロを超える企業は、毎年以下の国別情報を開示しなければなりません。

- ▶ 事業活動の種類
- ▶ 従業員数
- ▶ 純売上高
- ▶ 税引前利益
- ▶ 当期の税金費用
- ▶ 実際の納税額
- ▶ 留保利益

EU域外に所在地を有するが、EU域内に子会社または支店を保有する企業も開示義務の対象となります。企業が事業活動を行うすべてのEU加盟国について国別のデータ、ならびに第三国については包括データの開示が求められます。さらに、パナマ文書の影響を受け、非協力国(「タックスヘイブン」)に関する数字の開示の義務付けも予定されます。EUは非協力国のリストを作成する予定です。

国別報告書の開示義務は、BEPS行動計画または国別報告書に関するEU指令に基づく税務当局に対する国別報告書提出義務を大幅に拡大するものですが、開示義務の範囲は提出義務のそれと比較して限定的です。銀行および資源セクターに従事する企業については、国別報告書開示に関する別の規則がすでに制定されています。

BEPS行動計画にいう国別報告書と異なり、国別報告書開示の実施は、EU会計指令の一環で実現されることとなります。したがって、収益税上の措置に必要な全会一致ではなく、特定多数決を通じたEU理事会による採択が可能です。しかしながら、この提案が採択されるのか、その時期はいつなのか、現時点では不明です。ショイブレ連邦財務相は国別報告書の開示に反対する立場を示しています。

BEPS行動計画の一環での、広範な国別報告書の導入に関しては、立法化の手続きがすすめられています(セクションI-法改正参照)。2016年4月12日には、2016年1月27日付の31カ国による情報交換に関する多国間合意の国内法への導入のための連邦財務省法案が、その後5月4日には政府案が公表されました。さらに、データ収集および提出を企業に義務付ける国内法上の規定を導入するための連邦財務省法案も、6月1日に公表されています。

### 連邦財務省: デジタル元データの加工操作の防止に関する法律の財務省法案

立法者は、当該法案により、技術進歩により可能となったキャッシュレジスター記録の加工操作を防止し、租税執行を確実にすることを意図しています。このためには、すべての商取引が電算処理システム上で記録され、システムが認証された技術的な安全装置を通じて保護されなければなりません。制度の詳細については、連邦財務省法令により規定されることとなります。記録および記帳が適正に行われているかどうかの審査については、独自の調査手続きである「キャッシャー立ち入り検査 (Kassen-Nachschau)」の導入が法案に盛り込まれています。このキャッシャー立ち入り検査は、連邦財務省法案の理由説明によると、税務調査には該当しません。新たに導入される義務規定に併せて、租税通則法第379条の秩序違反の事実要件も補足されることとなります。

新規定は、2019年1月1日以降開始する事業年度から適用されることとなります。各業界団体は、2016年4月22日までに法案に対する意見書を提出、その後連邦閣議による法案審議という流れになっています。

## VIII. 日独租税条約

2016年3月17日に日独租税条約の国内法への導入のための法律の政府案が公表され、租税条約の批准のために必要な国内法上の立法手続きが開始されました。5月13日には連邦参議院が法案に合意しており、ドイツ側では新日独租税条約が2016年中に発効するための手続きが順調にすすめられています。なお、新日独租税条約が2017年1月1日から適用可能となるかどうかは、日本側での手続きの進捗状況にも左右されます。

## コンタクト先

Ernst & Young GmbH  
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft  
JBS (Japan Business Services)

### デュッセルドルフ

Graf-Adolf-Platz 15  
40213 Düsseldorf  
Germany

#### 梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461  
Fax +49 211 9352 18026  
kenji.umeda@de.ey.com

#### 西田 圭児

Phone +49 211 9352 16372  
Fax +49 181 3943 16372  
keiji.nishida@de.ey.com

#### 松本 美紀

Phone +49 211 9352 10535  
Fax +49 211 9352 18660  
miki.matsumoto@de.ey.com

### ハンブルク

Rothenbaumchaussee 78  
20148 Hamburg  
Germany

#### 梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461  
Fax +49 211 9352 18026  
kenji.umeda@de.ey.com

### シュツットガルト

Flughafenstrasse 61  
70629 Stuttgart  
Germany

#### 松原 充哉

Phone +49 6196 996 24116  
Fax +49 6196 996 27295  
mitsuya.matsubara@de.ey.com

### フランクフルト

Mergenthalerallee 3-5  
65760 Eschborn  
Germany

#### 梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461  
Fax +49 211 9352 18026  
kenji.umeda@de.ey.com

#### 松原 充哉

Phone +49 6196 996 24116  
Fax +49 6196 996 27295  
mitsuya.matsubara@de.ey.com

### ミュンヘン

Arnulfstrasse 59  
80636 München  
Germany

#### 松原 充哉

Phone +49 6196 996 24116  
Fax +49 6196 996 27295  
mitsuya.matsubara@de.ey.com

#### Die globale EY-Organisation im Überblick

Die globale EY-Organisation ist einer der Markt-führer in der Wirtschaftsprüfung, Steuerberatung, Transaktionsberatung und Managementberatung. Mit unserer Erfahrung, unserem Wissen und unseren Leistungen stärken wir weltweit das Vertrauen in die Wirtschaft und die Finanzmärkte. Dafür sind wir bestens gerüstet: mit hervor-ragend ausgebildeten Mitarbeitern, starken Teams, exzellenten Leistungen und einem sprichwörtlichen Kundenservice. Unser Ziel ist es, Dinge voranzubringen und entscheidend besser zu machen - für unsere Mitarbeiter, unsere Mandanten und die Gesellschaft, in der wir leben. Dafür steht unser weltweiter Anspruch „Building a better working world“.

Die globale EY-Organisation besteht aus den Mitgliedsunternehmen von Ernst & Young Global Limited (EYG). Jedes EYG-Mitgliedsunternehmen ist rechtlich selbstständig und unabhängig und haftet nicht für das Handeln und Unterlassen der jeweils anderen Mitgliedsunternehmen. Ernst & Young Global Limited ist eine Gesellschaft mit beschränkter Haftung nach englischem Recht und erbringt keine Leistungen für Mandanten. Weitere Informationen finden Sie unter [www.ey.com](http://www.ey.com).

In Deutschland ist EY an 22 Standorten präsent. „EY“ und „wir“ beziehen sich in dieser Publikation auf alle deutschen Mitgliedsunternehmen von Ernst & Young Global Limited.

© 2015

Ernst & Young GmbH  
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

All Rights Reserved.

JBSG 0216

Diese Publikation ist lediglich als allgemeine, unverbindliche Information gedacht und kann daher nicht als Ersatz für eine detaillierte Recherche oder eine fachkundige Beratung oder Auskunft dienen. Obwohl sie mit größtmöglicher Sorgfalt erstellt wurde, besteht kein Anspruch auf sachliche Richtigkeit, Vollständigkeit und/oder Aktualität; insbesondere kann diese Publikation nicht den besonderen Umständen des Einzelfalls Rechnung tragen. Eine Verwendung liegt damit in der eigenen Verantwortung des Lesers. Jegliche Haftung seitens der Ernst & Young GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft und/oder anderer Mitgliedsunternehmen der globalen EY-Organisation wird ausgeschlossen. Bei jedem spezifischen Anliegen sollte ein geeigneter Berater zurate gezogen werden.

[www.de.ey.com](http://www.de.ey.com)